# 海外療養費支給申請書記入要領

海外で急な病気やけがなどによりやむを得ず、現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により 一部医療費の払い戻しを受けられます。

#### 支給を受ける条件

海外療養費の支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。そのため美容整形やインプラントなど、日本国内で保険の適用となっていない医療行為や薬が使用された場合は、給付の対象になりません。

療養(治療)目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象となりません。日本で実施できない診療(治療)を行った場合でも、保険給付の対象とはなりません。

海外で治療費の支払いをした翌日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。

### 払い戻される療養費の額

日本国内の医療機関等で同じ治療をした場合にかかる治療費を基準に計算した額(実際に海外で支払った額の方が低いときはその額)から、自己負担相当額(患者負担分)を差し引いた額を支給します。

日本と海外で医療体制や治療方法が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、 支給金額が大幅に少なくなることがあります。

海外にいる被保険者からの療養費の支給申請は、被保険者が直接行うのではなく、原則として事業主を経由して行うことになっており、療養費は直接海外へ送金されず、事業主または家族に受け取りを委任してください。なお、支給額の算定に用いる邦貨換算率は、その支給決定日における外国為替換算率(売ルート)が用いられます。

海外療養費の審査には、お時間がかかる場合がございますのでご了承ください。

## 手続きに必要な書類

- 1. 海外療養費支給申請書
- 2. 診療内容明細書(医科) または 歯科診療内容明細書(歯科)
- 3. 領収明細書
- 4. 現地で支払った領収書の原本
- 5. 2.~4.の各添付書類の翻訳文 翻訳文には翻訳者が署名し、住所および電話番号を明記してください。
- 6. 受診者の海外渡航期間がわかる書類

パスポート(氏名、顔写真と出入国のスタンプのページ)、ピザ、航空チケット等のコピー

# 【該当の場合】

- 7. ケガ(負傷)による申請の場合…傷病原因届
- 8. 第三者行為による傷病の場合…第三者行為による傷病届

書類1~3は、15月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ医療機関の証明が必要です。

#### 記入上の注意

被保険者(申請者)情報の記号・番号欄は右詰めでご記入ください。

振込先指定口座(日本にある口座)は、被保険者(または事業主・家族)の口座をご記入ください。
申請内容の 4.発病の原因および経過は詳しくご記入ください。がの場合は別紙「傷病原因届」を提出してください。第三者行為の場合は、別の詳細な届出用紙が必要ですので、事前に健康保険組合までご連絡くだ

6.診療を受けた期間は、自費で診療を受けた期間の始めと終わりの日をご記入ください。

7.療養に要した費用の額は、領収書の金額を記入し、通貨単位を必ずご記入ください。